

## 平成 27 年度水道局における入札・契約制度の改正について

水道局では、入札・契約制度について、透明性を確保し、公正な競争を促進するとともに、適正な履行の確保と事務の効率化に向けて改正を行って参りました。平成 27 年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

### I 前金払について(建設工事)

前金払をすることができる工事の条件から、工期の条件を撤廃します。

#### 1 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札案内及び公告する工事より

#### 2 対象

水道局において入札を実施する工事

現 行	変 更 後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証事業会社の保証のある工事</li> <li>・ 建設業法別表上欄に掲げる工事</li> <li>・ 工期が 60 日以上工事</li> <li>・ 契約金額が 1 件 500 万円以上の工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証事業会社の保証のある工事</li> <li>・ 建設業法別表上欄に掲げる工事</li> <li>・ 契約金額が 1 件 500 万円以上の工事</li> </ul>

### II 工事施工計画及び下請人等通知書について(建設工事)

工事の受注者には、工事施工計画及び下請人等通知書を提出していただいておりますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされたことから、記載内容が重複する工事施工計画及び下請人等通知書を廃止します。

#### 1 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札案内及び公告する工事より

#### 2 対象

水道局において入札を実施する工事

※ 施工体制台帳の様式については、水道局のホームページをご覧ください。